

区長報告第十六号

専決処分について

港区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年港区条例第八号）第三条第一項の規定に基づき、令和六年十月二十二日次のとおり処分したので、同条第二項の規定に基づき報告する。

令和六年十一月二十七日

港区長 清 家 愛

記

令和五年十月六日議決を得た工事請負契約（霞橋塗替塗装工事）の契約金額「一億七千二百五十九万七千四百円」を「一億八千二百一十一万七千七百円」に、工期「契約締結の日の翌日から令和六年十二月十六日まで」を「契約締結の日の翌日から令和七年三月三十一日まで」に変更する。